

答 申 書
(答申第54号)
平成19年5月7日

1 審査会の結論

介護保険法による指定居宅サービス事業者のうち特定施設に係る「指定居宅サービス事業者指定申請書」及び「変更届出書」のうち別紙1に掲げる部分を非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、介護保険法(平成9年法律第123号。)による指定居宅サービス事業「デイサービスセンター〇〇〇〇」及び「グループホーム〇〇」に係る開設時からの「指定居宅サービス事業者指定申請書」及び「変更届出書」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、別紙1の左欄に掲げる公文書を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)又は同条同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分を行った。

異議申立人は、このうち、別紙1の左欄に記載された対象公文書のうち同中欄に掲げる項目(以下「本件非開示部分」という。)の開示を求めていることから、本件非開示部分を非開示としたこと(以下「本件処分」という。)の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたものは、当該施設職員の氏名、生年月日、年齢、住所、勤務形態、勤務時間、職種、兼務職種、職名、兼務職名(以下「施設職員情報」という。)及び教会総会資料に記載されている個人の氏名(以下「信徒情報」という。)である。

実施機関は、これらの情報については、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められると主張する。

ウ 本件処分において非開示とされた情報は、特定の個人が直接又は他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

これらの情報のうち施設職員情報が開示されると、当該施設の職員であることが明らかになるとともに、勤務の状況が明らかとなり、また、信徒情報が開示されると、本件氏名から識別される特定の個人が特定宗教団体の信徒であることが明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたものは、当該施設の事業資金計画、事業収支計画書、送迎自動車検査証（以下「施設情報」という。）及び当該施設の開設者である宗教法人の教会総会資料（以下「教会情報」という。）である。

実施機関は、これらの情報については、法人が事業活動を行う上での内部の管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められるため、2号情報に該当する旨主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

本件処分において非開示とされた情報は、当該法人の内部管理上の情報であり、これらの情報のうち施設情報を開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。また、教会情報を開示することにより、当該法人の宗教活動に支障が生ずるおそれがあり、当該法人の信教の自由が不当に損なわれると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、本件法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、本件施設の開設者である宗教法人の信徒及び利害関係人であり、一般の開示請求者と同様の処分は違法であると主張する。

また、宗教法人法（昭和26年法律第126号。）第25条に基づく閲覧請求をしたが、代表者である牧師は、独自の判断で閲覧させなかったため、あえて条例に基づく開示請求を行った旨主張する。

イ しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者は誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。したがって、異議申立人の主張は、理由がないものと判断する。

なお、申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年12月14日	○ 諮問書の受理（諮問番号53） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成18年12月15日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成19年1月12日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成19年1月15日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成19年2月5日 （第三部会）	○ 審議
平成19年3月5日 （第三部会）	○ 審議
平成19年4月13日 （第三部会）	○ 審議
平成19年4月26日 （第20回審査会）	○ 答申案審議
平成19年5月7日	○ 答申

別紙1

異議申立の対象となった非開示部分

○「デイサービスセンター〇〇〇〇」に係る開設時からの「指定居宅サービス事業者指定申請書」及び「変更届出書」

対象公文書	対象公文書及び非開示とした部分	該当条項
I 「介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定について」に係る決定書 （平成〇年〇月〇日付け〇保社第〇-〇号）	① 基準確認票1	
	(1) 兼務する職名	条例第10条第1項第1号
	② 付表6 通所介護事業者の指定に係る記載事項	
	(1) 管理者の兼務する職名	条例第10条第1項第1号
	③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
	(1) 管理者を除く職種、氏名 (2) 勤務形態、勤務時間欄	条例第10条第1項第1号
	④ 教会総会資料	
	(1) 個人の氏名（代表者を除く。）	条例第10条第1項第1号
	(2) 会計報告等の金額 (3) 土地、備品購入先 (4) 資金の借入先が特定される記述、借入額、返済先、返済期間 (5) 2004年度収入、決算、予算の金額、借入金返済先	条例第10条第1項第2号
	⑤ 事業資金計画	
(1) 収支予算額、借入額、返済期間、利率	条例第10条第1項第2号	
⑥ 雇用確約証明書（管理者）		
(1) 生年月日、雇用年月日、勤務形態、勤務時間	条例第10条第1項第1号	
⑦ 雇用確約証明書（管理者を除く。）	条例第10条第1項第1号	
⑧ 送迎自動車検査証		
(1) 所有者氏名及び住所	条例第10条第1項第2号	

II 「指定介護予防サービス事業者の指定について」に係る決定書 (平成〇年〇月〇日付け〇保社第〇号)	① 付表6-1 通所介護・介護予防通所介護事業所の指定に係る記載事項付表	
	(1) 管理者の兼務職種	条例第10条第1項第1号
	② 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
	(1) 管理者を除く職種、氏名 (2) 勤務形態、勤務時間欄	条例第10条第1項第1号
III 「介護給付費算定に関する届出書等の受理について」 (平成〇年〇月〇日付け〇保社第〇-〇号)	① 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
	(1) 管理者を除く職種、氏名 (2) 勤務形態、勤務時間欄	条例第10条第1項第1号
IV 「介護保険法第75条及び第82条の規定に基づく変更届の受理について」に係る決定書のうちデイサービスセンター〇〇〇〇に係る変更届 (平成〇年〇月〇日付け〇保社第〇号)	① 付表6-1 通所介護・介護予防通所介護事業所の指定に係る記載事項	
	(1) 管理者の兼務職種	条例第10条第1項第1号

〇「グループホーム〇〇」に係る開設時からの「指定居宅サービス事業者指定申請書」及び「変更届出書」

I 「介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定について」に係る決定書 (平成〇年〇月〇日付け〇社会第〇-〇号)	① 基準確認票1	
	(1) 兼務する職名	条例第10条第1項第1号
	② 付表10 痴呆対応型共同生活介護事業者の指定に係る記載事項	
	(1) 管理者の兼務職種	条例第10条第1項第1号
	③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
	(1) 管理者と計画作成者の兼務職種、勤務形態、勤務時間欄 (2) 介護従事者の勤務形態、氏名、勤務時間欄	条例第10条第1項第1号
	④ 関係職員名簿	
	(1) 管理者の生年月日、年齢、住所 (2) ホーム職員の氏名、生年月日、年齢、住所	条例第10条第1項第1号
	⑤ 事業収支計画書	
	(1) 作成者氏名	条例第10条

		第1項第1号
	(2) 金額、単価	条例第10条 第1項第2号
II 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の受理について」に係る決定書 (平成〇年〇月〇日付け〇社会第〇-〇号)	① 事業所台帳 (1) 管理者の兼務職種	条例第10条 第1項第1号
III 「介護サービス事業者に係わる変更届の受理について」に係る決定書 (平成〇年〇月〇日付け〇社会第〇-〇号)	① 付表10 痴呆対応型共同生活介護事業者の指定に係る記載事項 (1) 管理者の兼務職種	条例第10条 第1項第1号
	② 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (1) 管理者と計画作成担当者の兼務職種、勤務形態、勤務時間欄 (2) 介護従事者の勤務形態、氏名、勤務時間欄	条例第10条 第1項第1号
IV 「介護サービス事業者に係わる変更届の受理について」に係る決定書 (平成〇年〇月〇日付け〇社会第〇号)	① 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (1) 勤務形態、氏名(管理者を除く。)、勤務時間欄	条例第10条 第1項第1号
	① 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (1) 管理者の勤務形態、勤務時間欄 (2) 介護従事者の勤務形態、氏名、勤務時間欄	条例第10条 第1項第1号
V 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の受理について」 (平成〇年〇月〇日付け〇保社第〇号)	① 職員名簿 (1) 氏名(管理者を除く。) (2) デイサービス〇〇の管理者の兼務職種	条例第10条 第1項第1号
	② 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (1) 管理者と計画作成担当者の勤務形態、勤務時間欄 (2) 介護職員の勤務形態、氏名、勤務時間欄	条例第10条 第1項第1号
VI 「介護保険法第75条等の規定に基づく変更届の提出について」に係る決定書 (平成〇年〇月〇日付け〇保社第〇号)	③ 事業資金計画 (1) 収支予算額、借入額、返済期間、利率	条例第10条 第1項第2号